

平成26年度勝山市人事行政の運営等の状況

勝山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第8号）に基づき、職員の給与や勤務状況について報告いたします。

1、職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

平成26年度及び平成27年度の各部門別職員数の状況は次の表のとおりです。

(各年4月1日現在 総務省 地方公共団体定員管理調査より)

区 分 部 門		職 員 数 (人)		対前年 増減数 (人)	主な増減理由
		平26	平27		
一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	—	
	総 務	48	51	3	危機管理防災、税外収納推進のための増
	税 務	16	15	△1	業務合理化に伴う減
	農林水産	16	17	1	鳥獣害対策のための増
	商 工	14	13	△1	管理部門兼務による減
	土 木	26	27	1	土木部門充実に伴う増
	民 生	32	29	△3	保育園民営化に伴う減
	衛 生	14	15	1	公害対策のための増
	小 計	170	171	1	
特政 別部 行門	教 育	70	67	△3	管理部門兼務による減、退職不補充に伴う減
	消 防	37	37	—	
	小 計	107	104	△3	
公 営 企 業等	上水道	3	3	—	
	下水道	6	6	—	
	その他	17	17	—	
	小 計	26	26	—	
合 計		303 [390]	301 [390]	△2 [—]	

(注) 1 職員数には、教育長（教育部門）を含んでいます。

2 [ ] 内は、条例に定める定数の合計です。

(2) 職員の採用と退職の状況

年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数
行政職	8	10	8	12	7	8
技能労務職	0	4	0	2	0	3
合計	8	14	8	14	7	11

(3) 職員定数管理計画の数値目標及び進捗状況

平成26年4月1日現在の職員定数管理計画の数値目標と進捗状況は次の表のとおりです。

計画期間		最終数値目標
始期	終期	
平成25年度	平成32年度	職員数を平成24年度315人から21人削減し、294人とする。

(注) 職員定数管理計画とは、第2次勝山市行財政改革実施計画(平成25年5月策定)に基づき、計画的な職員削減を推進するためのものです。

	進捗状況 (累計数)	
	25年度実績	26年度実績
職員数	310人	303
削減数	5人 (5人)	7人 (12人)
進捗率	24%	57%

(注) 進捗率は、最終数値目標に対するものです。

2、職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況

平成26年度の普通会計決算における人件費の状況は次の表のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (H27.3.31現在)	歳出決算額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件 費率 (B/A)	平成25度 人件費率
平成 26年度	人 24,754	千円 13,543,633	千円 272,480	千円 2,211,573	% 15.9	% 16.9

(注) 人件費には職員給与費の他、特別職に支給される給料・報酬、市町村職員共済組合負担金等を含みます。

(注) 普通会計とは、一般会計と、様々な特別会計のうち自治体同士を統一的な基準で比較できるように一定の会計を合算した決算統計上の会計をいいます。

(2) 職員給与費の状況

平成27年度の普通会計の当初予算における職員給与費の状況は次の表のとおりです。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給 与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成 27年度	人 275	千円 1,040,290	千円 158,255	千円 391,942	千円 1,590,762	千円 5,784

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

平成27年4月1日現在の職員（一般行政職）の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢は次の表のとおりです。

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	円	円	歳
勝山市	312,704	336,454	41.9

- (注) 1 一般行政職の職員とは、市職員のうち、技能労務職員、消防職員、企業職員、保育士、看護師、保健師、教諭、税務職員等を除いた職員をいいます。  
2 給与月額とは、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

(4) 職員の初任給の状況

平成26年4月1日現在の職員の初任給の状況は次の表のとおりです。

区分	勝山市	国
	初任給額	初任給額
大学卒	174,200円	174,200円
高校卒	142,100円	142,100円

(注) 技能労務職員は除きます。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

平成27年4月1日現在の職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は次の表のとおりです。

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
	円	円	円
大学卒	270,729	310,930	364,207
高校卒	該当なし	該当なし	340,560

(注) 経験年数とは、卒業後すぐに採用された場合はその後の年数を、採用前に民間勤務歴等がある場合は、その期間を換算し採用後の期間に合算した年数をいいます。

(6) 職員の級別職員数の状況

平成27年4月1日現在の職員（一般行政職）の級別職員数は次の表のとおりです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
代表的な職名	主事 技師	主事 技師	主査	主任	主幹	課長	部長	
職員数	人 8	人 28	人 60	人 35	人 23	人 19	人 9	人 182
構成比	% 4.4	% 15.4	% 33.0	% 19.2	% 12.6	% 10.4	% 5.0	% 100

(7) 職員手当の状況

①扶養手当等

平成27年4月1日現在の主な職員手当の状況は次の表のとおりです。

手当名	勝山市	国の制度との比較												
扶養手当	<p>○配偶者 13,000 円</p> <p>○配偶者以外</p> <p>①1人につき 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000 円)</p> <p>②満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000 円を加算</p>	同じ												
住居手当	<p>○借家の場合 家賃が12,000 円を超える場合、</p> <p>①月額23,000 円以下の家賃を払っている職員 家賃額-12,000 円</p> <p>②月額23,000 円を超え、55,000 円未満の家賃を払っている職員 (家賃額-23,000 円) × 1/2+11,000 円</p> <p>③月額55,000 円以上の家賃を支払っている職員 27,000 円</p>	同じ												
通勤手当	<p>○電車、バスを利用する場合 定期代55,000 円までを全額支給</p> <p>○乗用車等を利用する場合</p> <p>2~5km 未満 2,000 円</p> <p>5~10km 未満 4,200 円</p> <p>10~15 km 未満 7,100 円</p> <p>15~20 km 未満 10,000 円</p> <p>20~25 km 未満 12,900 円</p> <p>25~30 km 未満 15,800 円</p> <p>30~35 km 未満 18,700 円</p> <p>35~40 km 未満 21,600 円</p> <p>40~45 km 未満 24,400 円</p> <p>45~50 km 未満 26,200 円</p> <p>50~55 km 未満 28,000 円</p> <p>55~60 km 未満 29,800 円</p> <p>60 km 以上 31,600 円</p>	同じ												
期末・勤勉手当	<p>(平成26年度支給割合)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225 月分</td> <td>0.675 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375 月分</td> <td>0.825 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.6 月分</td> <td>1.5 月分</td> </tr> </table> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置 有</p>		期末手当	勤勉手当	6月期	1.225 月分	0.675 月分	12月期	1.375 月分	0.825 月分	計	2.6 月分	1.5 月分	同じ
	期末手当	勤勉手当												
6月期	1.225 月分	0.675 月分												
12月期	1.375 月分	0.825 月分												
計	2.6 月分	1.5 月分												

宿日直手当	宿直・日直 1 回当たり 4,200 円を支給 半宿直 1 回当たり 2,100 円を支給	同じ															
管理職手当	○部長級 66,400 円を支給 ○課長級 51,900 円を支給	同様の制度はあるが支給額の比較はできない															
寒冷地手当	職員の世帯等の区分に応じて 11 月から 3 月までの間、 7,360 円～17,800 円を支給	同じ															
退職手当	(平成 27 年 4 月 1 日現在支給率) <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>自己都合</td> <td>勸奨・定年</td> </tr> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td>20.445 月分</td> <td>27.405 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>29.145 月分</td> <td>34.5825 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td>41.325 月分</td> <td>49.59 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>49.59 月分</td> <td>49.59 月分</td> </tr> </table> その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(定年との年数差に応じて 2%～20%加算) ※勝山市は、福井県市町総合事務組合退職手当支給条例に基づいた支給率、加算措置である		自己都合	勸奨・定年	勤続 20 年	20.445 月分	27.405 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	同じ
	自己都合	勸奨・定年															
勤続 20 年	20.445 月分	27.405 月分															
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分															
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分															
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分															

## ②特殊勤務手当

平成 26 年度の特特殊勤務手当の状況は次の表のとおりです。

特殊勤務手当	手当の種類 以下の 5 種類	
	1、用地交渉業務従事手当	
	2、動物死体汚物処理業務従事手当	
3、感染症防疫業務従事手当		
4、徴収事務従事手当		
5、消防署勤務手当		
	職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	26.2%
	支給職員 1 人当たり平均支給年額(26年度決算額)	24,458 円

## ③時間外勤務手当

平成 25 年度及び平成 26 年度の時間外勤務手当の状況は次の表のとおりです。

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
支給額	73,422 千円	74,236 千円
職員 1 人当たりの平均支給年額	268 千円	270 千円

(8) 特別職の給料、報酬等の状況

平成27年4月1日現在の特別職の給料、報酬等の状況は次の表のとおりです。

区分	給料又は報酬月額	期末手当支給割合
市長	850,000円	6月期 1.55月分
副市長	710,000円	12月期 1.55月分
議長	440,000円	計 3.10月分
副議長	370,000円	
議員	350,000円	

3、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成27年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8:30~17:15
休憩時間	12:00~13:00

(注) 公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りになります。

(2) 休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度の概要は次の表のとおりです。

区分	内容	
年次有給休暇	労働基準法に基づき1年につき最高20日間を付与。繰越分を含めると最高40日間(平成26年度平均取得日数 5.3日)	
病気休暇	90日以内(有給である期間)	
介護休暇	2週間以上6カ月以内の期間において配偶者、父母、子等を介護する職員に与えられる無給休暇。(平成25年度に取得した職員はいない)	
特別休暇	特別な事情で職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇。	
	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
	証人等出頭のための休暇	必要と認められる期間
	感染症予防休暇	必要と認められる期間
	公務、通勤上の疾病負傷休暇	必要と認められる期間
	妊娠、産後の健康診査休暇	必要と認められる期間
	女子職員の生理休暇	必要と認められる期間
	骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	1年に5日以内
	結婚休暇	連続する5日以内
	産前休暇	6週間(多胎妊娠は14週間)
	産後休暇	8週間
	授乳休暇	1日2回、1回30分
出産補助休暇	2日	

	男性職員の育児参加休暇 子の看護休暇 忌引 父母の祭日の休暇 夏季休暇 災害復旧のための休暇 災害事故のための休暇 災害時の退勤途上の危険回避の休暇	産前又は産後期間中5日 1年に5日以内 続柄に応じて1日から7日 1年に1日（父母の死亡15年以内） 7月から9月までの期間内で5日 7日の範囲内 必要と認められる期間 必要と認められる期間
育児休業	3歳未満の子を養育する職員に認められる無給休暇（平成26年度に新規に取得した職員は6名（全て女性））	

#### 4、職員の分限及び懲戒処分状況

##### （1）平成26年度分限処分の状況

処 分 事 由		人数
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号、第2項第1号	4
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第1項第4号	0
条例で定める事由による場合	地公法第28条第2項	0

##### （2）平成26年度懲戒処分の状況

処 分 事 由		人数
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0

#### 5、職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。（地方公務員法（以下「法」という。）第30条）

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（法第35条）

- ・ 政治的行為の制限（法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（法第38条）

平成26年度の職務専念義務免除及び営利企業従事制限許可状況

許可内容	件数	人数
職務専念義務免除	—	—
営利企業従事制限許可	5	12

6、職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。(法第39条)

平成26年度の職員の研修受講状況

区 分	受講者数(人)
福井県自治研修所 階層別研修	38
福井県自治研修所 パワーアップ研修	42
市町村アカデミー（千葉県）	4
国際文化アカデミー（滋賀県）	5
自治大学校	1
ヤル気職員支援事業（3件）	5
勤務評価研修（評価者）	39
勤務評価研修（被評価者）	103
面接技法研修	27
若手職員研修（消防・ビュークリーンおくえつ）	5
健康講座（3回）	41
メンタルヘルス研修（5回）	149
御力ゼミ（5回）	264
接遇コミュニケーション研修	47
予算委員会傍聴研修	45
新採用職員育成指導	5
新採用予定職員事前研修	10

(2) 勤務成績の評定の状況

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています(法第40条)。勝山市では目標管理の徹底、人材育成の推進、成績主義の実現を目的に「勝山市勤務評価制度」を平成18年度から試行し、平成21年度より全職員に導入し実施しています。

## 7、職員の福祉および利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

#### 平成26年度職員の健康診断の受診状況

一般健康診断	203名
人間ドック	68名
がん検診（胃、乳、子宮、大腸）	41名

勝山市においては、職員の福利厚生事業を実施しているほか、職員による互助組織として「勝山市職員互助会」を組織し、職員の健康管理や親睦のための事業を行いました。

#### 平成26年度勝山市職員互助会の状況

会員数	311人
勝山市の福利厚生に係る決算額	4,631千円
勝山市の互助会への公費負担額	514千円
会員掛金総額（給料月額千分の1.5）	1,753千円
会員一人当たりの公費補助金額	1,653円
公費負担率	22.7%

#### 互助会の主な事業内容

クラブ助成	10クラブ	329千円
球技大会	158人	200千円
研修旅行	270人	219千円
人間ドック助成	70人	404千円
慶弔金	54人	193千円
医薬品		103千円

#### 互助会の主な慶弔単価

結婚	5,000円
出産	3,000円
会員死亡	30,000円
配偶者死亡	20,000円
父母等死亡	5,000円
病氣見舞	3,000円

### (2) 公務災害補償制度の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し、実施しています。

平成26年度においては、通勤上、公務上のケガによる災害が4件認定されました。

## 8 公平委員会業務状況

(1) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、公平委員会に地方公共団体の当局により適切な措置がとられるべきことを要求することができます。（地公法第46条）

勤務条件に関する措置の要求の状況      なし

(2) また、任命権者が職員に対して行った不利益な処分について、公平委員会に対して不服申し立てができます。（地公法第49条、第49条第2項）

不利益処分に関する不服申し立ての状況      なし